**平成２５年（フ）第１８８５号**
福岡市城南区片江２丁目14―10―606
破産者　小林　大二
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１４号**
長崎県諫早市小豆崎町1806番地　レオパレス東諫早102号室、前住所長崎県諫早市真崎町515番地５
破産者　越智　勝幸
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成２５年（フ）第１２５号**
鹿児島県鹿屋市輝北町市成1143番地１、前住所鹿児島県鹿屋市輝北町諏訪原4000番地１
破産者　坂本　　仁
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２５年（フ）第１５２号**
青森県弘前市大字北園２丁目３番地１
破産者　今　　正光
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

**平成２５年（フ）第３１８号**
盛岡市三本柳４地割13番地20
破産者　佐々木　瞬
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第１００号**
福島県郡山市熱海町熱海６丁目65番地　市営住宅１―４―１―18
破産者　佐藤　祐子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２６年（フ）第２７号**
横浜市港南区野庭町658番地　野庭住宅４棟209号
破産者　早川　政美
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２６年（フ）第１号**
新潟県上越市大字黒井254番地27　フォレストコートくろいＢＩ号
破産者　五味川清隆
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

**平成２５年（フ）第６２６号**
東京都町田市本町田2114番地13、前住所東京都町田市旭町２丁目11番24号
破産者　吉林　勝二
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第１６号**
愛知県新城市緑が丘５丁目４番地８
破産者　金澤　利哉
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２５年（フ）第５７号**
和歌山県東牟婁郡串本町串本1296番地の内１号
破産者　堀　美智子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

**平成２４年（フ）第５９０号**
広島市佐伯区五日市中央１丁目19番11号　サンテラス・ヒロＡ―２、開始決定時の住所広島市佐伯区河内南１丁目25番４号
破産者　増田　政己
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第５９１号**
広島市佐伯区五日市中央１丁目19番11号　サンテラス・ヒロＡ―２、開始決定時の住所広島市佐伯区河内南１丁目25番４号
破産者　増田　智子
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第８７７号**
広島市安佐北区口田南９丁目６番32号
破産者　稲村　勝博
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１５８号**
愛媛県新居浜市徳常町５番1023号
破産者　三宅　克彦
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２５年（フ）第２４号**
愛媛県新居浜市萩生272番地の６、前住所愛媛県新居浜市船木甲4878番地の７
破産者　鎌倉　誠吾
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

**平成２５年（フ）第１０８号**
福岡県飯塚市下三緒170番地27
破産者　有門　准一
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２５年（フ）第４６４号**
大分市上野丘１丁目４番28号レオパレス秀Ⅱ103
破産者　竹内　大樹
1　決定年月日　平成26年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２５年（フ）第１６７号**
青森県八戸市類家２丁目５番29号　城前荘２号
破産者　嘉沼　キヨ
1　決定年月日　平成26年３月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係